

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の設置について

教育総務課

1 目的

教員の不祥事に関しては、従来から様々な防止策を講じてきたにも関わらず頻発しており、教員に対する県民の信頼は大きく揺らぎ、教育そのものに対する不信感も広がっている。

こうした状況下であって、県民の信頼を早期に取り戻すべく、教員の倫理向上を図る抜本的な対応策を検討するだけでなく、これまで議論がされてこなかった教員の採用・人事、研修、評価などの観点からも広く検証を行い、明らかになった課題をもとに、時代の要請に応じた教育制度の方向性について検討するため、外部の有識者等による「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の構成等

検討結果を早期に実行し、県民の信頼を取り戻すためには、年度内に方向性をまとめる必要があることから、検討会議の下に、議論が必要な4分野（倫理向上、採用・人事、研修、評価）ごとに専門部会を設置し、専門的な見地から現行制度等を検証、課題整理の上、方向性をまとめる。なお、倫理向上に関しては、早期に結論を出し、実行に移していく必要があることから、他の部会に先行して設置するものとする。

3 設置時期 平成 24 年 7 月 10 日

4 構成員

(1) 検討会議（18名以内）

学識経験者、外部有識者（経営者、コンプライアンス専門家など）、教育関係専門家、教員、市町村関係者、公募委員 等

(2) 専門部会（各部会5名以内）

部会長及び部会長代理（検討会議の構成員）、各分野に精通した外部有識者 等

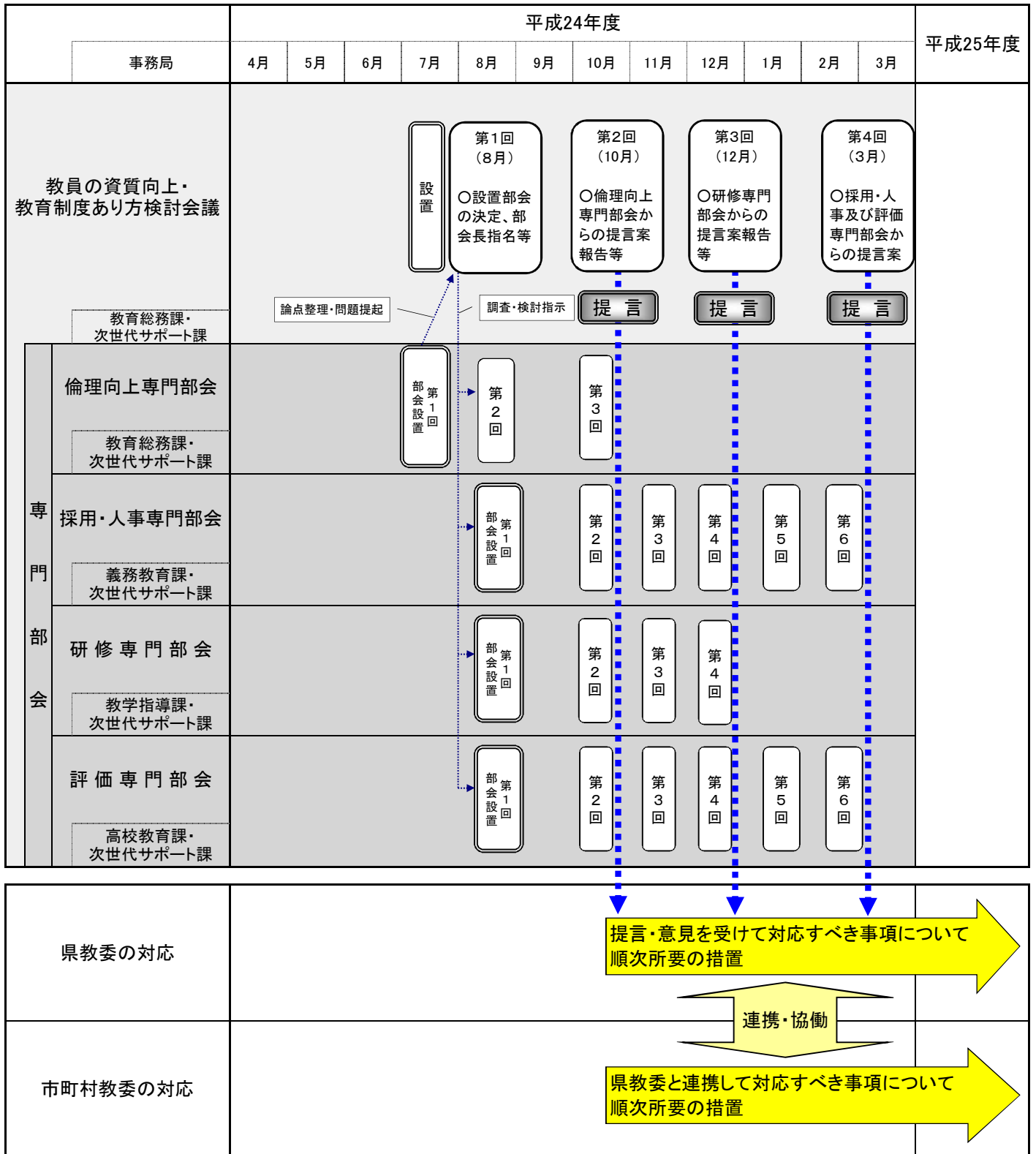
5 主な検討項目

区分		主な検討項目
検討会議		○教員の資質向上に係る課題の整理と部会の設置 ○専門部会の中間報告の検討・協議及び必要事項の指示 ○専門部会の報告内容の検討・協議と最終提言のとりまとめ
専門部会	倫理向上	○個々の不祥事発生の背景や原因の分析（組織力やガバナンスの低下） ○課題の整理 ○不祥事発生防止策のとりまとめ
	採用・人事	○現行制度等に関する検証・分析
	研修	↓ ↓ ↓
	評価	○課題整理、改善の方向性のとりまとめ

6 検討スケジュール 別紙のとおり

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」検討スケジュール

教育総務課



教員の資質向上・教育制度あり方検討会議 設置要綱

(設置)

第1 教育委員会及び知事は、度重なる教員の不祥事の発生に関して、倫理向上を図る抜本的な対応策を検討するとともに、制度面についても採用・人事、研修、評価などの観点から広く検証を行い、明らかになった課題をもとに、時代の要請に応じた教育制度の方向性について検討するため、教員の資質向上・教育制度あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第2 検討会議の設置期間は、設置の日から平成24年度末までとする。

(任務)

第3 検討会議は、次の事項を協議・検討するものとする。

- (1) 教員の倫理向上に関すること。
 - (2) 教員の資質向上に関すること。
 - (3) 教育制度のあり方に関すること。
 - (4) その他検討会議において協議・検討が必要な事項に関すること。
- 2 検討会議は、協議・検討した結果を教育委員会及び知事へ提言として報告する。

(組織)

第4 検討会議は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他教育委員会及び知事が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成24年度末までとする。

(座長)

第6 検討会議に座長を置き、座長は委員が互選する。

- 2 座長は会務を総理する。
- 3 検討会議に座長が指名する座長代理を置き、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第7 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議に、オブザーバーを置くことができる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第8 検討会議に、専門的事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 検討会議には予め、教員の倫理向上について専門的見地から調査・検討する倫理向上専門部会を設置することとし、その他の専門部会は、倫理向上専門部会からの報告をもとに検討会議において設置を決定する。
- 3 倫理向上専門部会以外の専門部会の部会長及び部会長代理は、検討会議が指名する。
- 4 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課及び企画部次世代サポート課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」委員を募集します。

教員の倫理向上を図る抜本的な対応策の検討や、採用・人事、研修、評価等の観点からも広く検証を行い、時代の要請に応じた制度の方向性を検討するため、標記会議を設置しました。

その会議において、保護者を含む県民の方や現場の教員から幅広く意見をお聞きするため、以下のとおり委員を募集します。

- 1 募集人数** 3名 県民の方 2名
県内の市町村立小中学校、県立学校に勤務する教員 1名
- 2 応募資格** 次の要件を全て満たす方とします。
 - (1) 県内に居住し、平成 24 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の方
 - (2) 長野県の教育について関心を持ち、教員のあり方や県教育委員会の方向性について意見を表明できる方
 - (3) 年数回開催される会議に出席できる方
- 3 任期** 委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4 応募方法** 平成 24 年 7 月 24 日（火）までに、次の書類を郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参で提出してください。（郵送の場合は当日消印有効）
 - (1) 申込書（所定の様式）
 - (2) 小論文「望ましい教員像 ～私はこう考える～」（任意様式 600 字程度）

※提出された書類は返却しません。収集した個人情報は選考の目的でのみ使用します。
- 5 応募先・問い合わせ先**
〒380-8570（住所記載不要）長野県教育委員会事務局 教育総務課総務係
電話 026-235-7421 FAX 026-235-7487
E-mail kyoiku-somu@pref.nagano.lg.jp
- 6 その他** (1) 委員には、長野県の規定に基づいて報償費及び旅費が支給されます。
(2) 所定の様式を含め、詳細は「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議公募要領」をご覧ください。

長野県教育委員会事務局 教育総務課
課長：田中 功
担当：内田 雅啓、真関 隆
電話：026-235-7421（直通）
026-232-0111（内線 4313）
FAX：026-235-7487
メール：kyoiku@pref.nagano.lg.jp

長野県企画部 次世代サポート課
課長：小嶋 瑞紀
担当：竹内 延彦、小根沢 義行
電話：026-235-7210（直通）
026-232-0111（内線 2851）
FAX：026-234-6579
メール：jisedai@pref.nagano.lg.jp